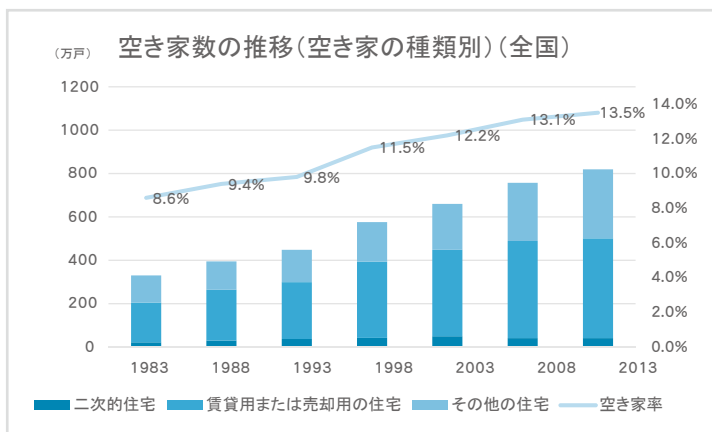


住宅・土地統計調査（総務省）によると、空き家の総数は、この20年で1.8倍(448万戸→820万戸)に増加している。

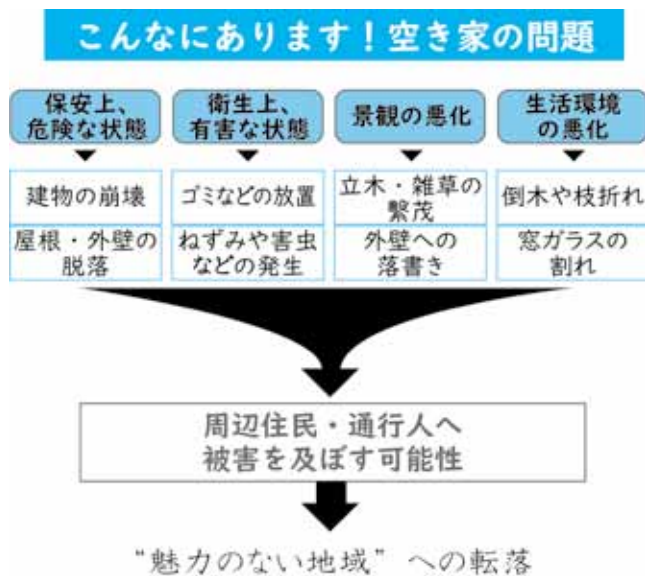
- ・二次的住宅／別荘およびその他(たまたま寝泊まりする人がいる住宅)
- ・賃貸用または売却用の住宅／新築・中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっている住宅
- ・その他の住宅／上記のほか、人が住んでいない住宅（転勤や入院などのため、居住世帯が長期にわたって不在や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など）



「空^{あき}家」とはどういう状態を指すのでしょうか。「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家を次のように定めています。『建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。』

簡単に表すと、「住む人や利用する人がいなくなった家」ということになります。

空き家となる主な原因は、「仕事の都合で引っ越した」「子どもたちの家族と一緒に住むようになり、引っ越した」「高齢になったため、施設へ入所することになった」「住んでいた人が亡くなり、住む人がいなくなった」など。現時点では空き家を所有していないという人でも、相続などをする事で、新たに空き家所有者となる可能性があります。



空き家が抱える問題とは

有田川町に限らず、以前から空き家は各地域に存在していました。近年、空き家が注目を集めているのは、その数が増加していることと、空き家の増加傾向が継続しているためです。

空き家が引き起こす問題点は多く、それによって周囲に及ぼす悪影響は見逃すことができません。所有者にとっても、地域にとっても、望ましくない状況であるといえます。

このような状態の建物は、その価値が著しく下がってしまう一方で、修繕費用が上昇します。